

マイナンバー制度の導入に伴う町税の手続きについて

【マイナンバー制度(社会制度・税番号制度)とは】

正式には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称：番号法)は、平成 25 年 5 月 31 日(法律第 27 号)に公布され、平成 27 年 10 月から施行されます。

マイナンバー制度とは、国の行政機関や都道府県・市区町村などが保有する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認することで、国民の負担を軽減したり、行政の無駄をなくしたり、本当に困っている方にきめ細かに支援したりすることなどを目的とした制度です。

マイナンバー制度が導入されることで、以下のような効果が期待されます。

1. 各種申請等の行政手続の際に提出する書類が減るなど、国民の負担が軽減されます。
2. 社会保障・税・災害対策の分野で情報連携が円滑になり、行政機関などでさまざまな情報のやりとりのための時間や労力が削減されることで行政運営の効率化につながります。
3. 所得や行政サービスの受給状況を正確に把握しやすくなり、不当に負担を免れたり不正に給付を受けたりすることを防ぎるとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができるようになります。

【税の分野におけるマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の概要】

マイナンバー制度は、行政の効率性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。

平成 27 年 10 月から個人番号・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。

マイナンバー制度の導入後、税の分野においては、申告書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することにより、税務行政の効率化及び納税者のサービス向上が図られることが期待されています。

- ・適正・公平な課税を行うための所得情報の把握がより正確かつ効率的に行えるようになります。
- ・所得情報を的確に社会保障分野に提供することにより、給付手続における添付書類の省略や所得に応じたきめ細かな制度の実現に寄与することが想定されています。

【個人番号・法人番号の記載開始時期について】

町の税目	事務手続の例	記載開始時期
個人住民税	・住民税申告書の提出 ・給与支払報告書の提出 ・特別徴収税額の通知 ・扶養親族申告書の提出	平成 28 年分(平成 29 年度課税分)以後の所得に係る申告書等から適用
法人住民税	・確定申告及び中間申告	平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度に係る申告から適用
固定資産税	・償却資産に関する申告	平成 28 年 1 月 1 日(平成 28 年度課税分)以後に行われる申告から適用
軽自動車税	・減免の申請	平成 28 年 1 月 1 日(平成 28 年度課税分)以後に行われる申請から適用

*住民税、固定資産税又は軽自動車税の減免申請書など各種申請書等において、現在は申請者の住所、氏名の記載が必要となっていますが、これに加えて「個人番号」または「法人番号」の記載が必要となるため、該当部分に係る粕屋町税条例が改正されました。施行日は、平成 28 年 1 月 1 日です。

個人番号(マイナンバー)

個人番号は 12 桁の番号で、住民票を有するすべての方に指定・通知がされます。個人番号の利用範囲は法律や条例に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務等に限定されており、これらの事務に関係する手続きにおいて行政機関等への提示が必要となります。

法人番号

法人番号は 13 桁の番号で、設立登記法人等に指定・通知がされます(支店・事業所等や個人事業所には指定されません)。法人番号は、個人番号とは異なり、どなたでも自由に利用することができます。

税務関係書類への番号の記載と本人確認の実施(平成 28 年 1 月以降)

申告書等の税務関係書類を提出する際は、各書類に個人番号・法人番号を記載する必要があります。

また、個人番号を記載した税務関係書類を提出する際は、成りすましを防止するため、本人確認書類を提示していただく等の本人確認措置が必要となります。

個人情報保護の対策

個人番号の利用や収集、提供には制限があります。

他人の個人番号を不正に入手することや、個人番号や個人の秘密が記録された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。

町税に関する事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称：番号法)に規定されている特定個人情報保護評価を実施し、個人番号をその内容に含む個人番号の保有によるプライバシー等の権利利益に与える影響や、漏えいその他の事態を発生させるリスクの分析を行い、リスクを軽減するための適切な措置を講じています。